

【 令和 7 ・ 8 年度 】

湖南広域行政組合が発注する建設工事に関する
競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和 7 ・ 8 年度に湖南広域行政組合が発注する建設工事等について、入札に参加を希望する者の資格審査申請を受け付けますので、希望者は次の要領で申請してください。

対象者	- 管内業者で建設工事等の競争入札等に参加を希望する者 (管内業者とは、本社または本店が湖南広域行政組合の管轄市(草津市・守山市・栗東市・野洲市)内に所在する者を指します。) - 管外業者で建設工事等の競争入札等に参加を希望する者 (管外業者とは、本社または本店が湖南広域行政組合の管轄市外に所在する者を指します。) ※令和 6 年度に登録のある方も、新規で必ず申請が必要です。
申請方法	<u>郵送のみ</u> ※直接持参や電子メールによる申請は受け付けません。すべて紙で作成してください。
受付期間	随時受付中
提出先 (郵送先)	〒520-3024 滋賀県栗東市小柿三丁目 1 番 1 号 湖南広域行政組合 総務課 財政管理係 (湖南広域行政組合総合庁舎 5 階)
注意事項	- 封筒に「<u>建設工事競争入札参加資格審査申請書在中</u>」と朱記してください。 - 申請書等の日付は、<u>実際に発送した日</u>にしてください。 <u>宛名を記載した返信用封筒に必ず 110 円切手を貼付し、同封してください。</u> (受付票送付用)

お問合せ先

湖南広域行政組合 総務課 財政管理係			
〒520-3024 滋賀県栗東市小柿三丁目 1 番 1 号 (湖南広域行政組合総合庁舎 5 階)			
電話	077-551-2727	メール	soumu@konan-kouiki.jp
ファックス	077-551-2729	ホームページ	http://www.konan-kouiki.jp/

1. 入札参加者の資格

入札参加申請のできる者は、申請日において、次の要件を満たす者としします。

- (1) 入札参加部門の区分に応じ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- (2) 前項の許可区分について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営規模等評価を受けた者で、申請日の直前 2 年各営業年度において施工実績があること。
 ※直前 2 年の各営業年度とは、申請日現在の営業年度を含まず、直前 2 営業年度を指します。
- (3) 下記に定める法定技術者（これと同等以上の有資格者を含む。）を有していること。

部 門	法定技術者	員数
土木工事	1 級または 2 級土木施工管理技士	1 人以上
建築工事	1 級または 2 級建築士・建築施工管理技士	1 人以上
管工事	1 級または 2 級管工事施工管理技士	1 人以上
水道施設工事	1 級または 2 級土木施工管理技士	1 人以上
舗装工事	1 級または 2 級土木施工管理技士	1 人以上
電気工事	1 級または 2 級電気工事施工管理技士または第 1 種電気工事士	1 人以上
造園工事	1 級または 2 級造園施工管理技士	1 人以上
交通安全施設工事	1 級または 2 級土木施工管理技士	1 人以上
その他	それぞれの業種に応じた法定技術者	1 人以上

※技術職員 1 人につき配置できる参加希望工事部門は 1 種類までとし、2 種類以上を重複して配置することはできません。

※建築施工管理技士のうち、2 級建築施工管理技士については、種別が「建築」に合格した者のみとする。

- (4) 以下に掲げる入札参加部門については、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の平均完成工事高が次に示す平均工事高の基準を満たすこと。

業者区分 \ 入札参加部門	土木工事	建築工事	舗装工事
管内業者 (本店を管内に有する者)	—	—	—
管外（県内）業者 (本店を滋賀県内に有する者)	3 億円以上	6 億円以上	5 千万円以上
管外（県外）業者 (本店を滋賀県外に有する者)	10 億円以上	20 億円以上	10 億円以上

※土木工事部門は「土木一式」、建築工事部門は「建築一式」、舗装工事部門は「舗装」の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「2 年間平均完成工事高」または「3 年間平均完成工事高」により判断してください。

※上記以外の入札参加部門については、完成工事高による制限はありません。

※上記基準を満たさない場合であっても、その施工内容が特殊（特許・特殊工法等）であると認められる場合には、上記基準にかかわらず申請できます。

- (5) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 競争入札に参加する個人から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(7) 市税等を滞納していないこと。

2. 提出書類（○…必要 △…不要な場合あり ×…不要）

順序	提出書類	様式	管内業者	管外業者
1	競争入札参加資格審査申請書（建設工事）	指定様式 1	○	○
2	営業所一覧表（許可業種の記載のあるものに建設業許可を受けた営業所のみ記載すること）	指定様式 2	○	○
3	使用印鑑届兼誓約書	指定様式 3	○	○
4	委任状（支店・営業所等から入札参加を行う場合のみ）	指定様式 4	×	△
5	市税納税証明書（市税に未納がないことを証するもの） ※「未納がないこと」の証明書発行ができない場合は、直近年度分の納税証明書の提出で可。	—	○	○
6	消費税および地方消費税の納税証明書（非課税業者であっても必要、写し可）	—	○	○
7	登記事項証明書（法人のみ）	—	△	△
8	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（基準日において有効であり、かつ最新のもの）	—	○	○
9	経営事項審査申請書等の控えの写し ①経営規模等評価申請書総合評定値申請書の写し（第 25 号の 14） ②工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高の写し（第 25 号の 14 別紙一）	—	○	○
10	技術職員一覧	指定様式 5	○	×

11	法令に定める各資格の合格証明書等および監理技術者資格者証の写し（監理技術者講習修了証明書も必要）	—	○	×
12	事務所位置図	指定様式 6	○	×
13	事務所等写真	指定様式 7	○	×
14	I S O 9 0 0 1、I S O 1 4 0 0 1 認証登録証、エコアクション 2 1 認証登録証、K E S 認証登録証の写し（取得している場合のみ）	—	△	×
15	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証（県発行）の写し（取得している場合のみ）	—	△	×
16	社会貢献活動確認調書	指定様式 8	○	×
17	保護観察対象者等の就労支援に関する証明書または登録証の写し（該当する場合のみ）	指定様式 9	△	×
18	役員等調書および照会承諾書	指定様式 10	○	○
19	湖南広域行政組合業者登録用入力シート	指定様式 11	○	○
上記の順にそろえてクリップ留めで提出してください。 （ファイルに綴じる必要はありません。）				

※入札参加資格審査申請書等に記載された個人情報、入札参加資格審査、入札および契約に関する事務のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切利用しません。

(1) 各証明書等の提出について

各証明書については写しも可とします。納税証明書等については、証明書発行日が申請日において発行後 3 か月以内のものに限ります。また、過年度分も含めた滞納が無いことの証明であることを要件とします。

ア 市税納税証明書について

委任先がある場合は委任先の所在地のものとし、未納がない証明でも可とします。

法人… 法人にかかる納税証明書

個人… 代表者の市税納税証明書

イ 消費税および地方消費税の納税証明書について

税務署にて、消費税および地方消費税の未納のないことの証明「納税証明書（その 3）、（その 3 の 2）、（その 3 の 3）」のいずれかの交付を受けてください。非課税業者であっても必ず提出してください。

ウ その他

各種納税証明書の発行にあたっては、個人番号および法人番号の記載が必要になる場合があります。詳しくは、各市担当課へ直接おたずねください。

※市税に関する証明書について → 各市役所 税務課

消費税に関する証明書について → 各税務署窓口

(2) 各様式記載上の注意等

様式欄に「指定様式」とあるものは、湖南広域行政組合指定の様式を使用してください。

ア 技術職員一覧（指定様式5）

（ア）作成の基準日は、申請日とします。

（イ）建設業法、建築士法、電気工事士法、測量士法、職業訓練法等による資格について資格別にその区分を○で囲んでください。

【例】1級土木施工管理技士ならば、土木施工管理技士の「1」を○で囲む。

（ウ）技術者の法令に定める各資格の合格証明書等（以下「合格証明書」）の写しを提出してください。

（エ）監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、有無の欄の「有」を○で囲むとともに、監理技術者証＜両面＞の写しを提出してください。なお、併せて申請日以前に交付された監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書の写しも提出し、監理技術者講習修了証等の欄の「有」を○で囲んでください。（この書類の提出がなければ、監理技術者とはみなしません。）

（オ）この表に記載する技術職員は常時雇用されている職員（滋賀県内の支店・営業所の職員も対象）について記載してください。（臨時雇用、非常勤職員、出向職員は除くものとする。）

（カ）採用年月日は、常時雇用を開始した日を記載してください。なお、代表者は営業開始日を記載してください。

イ 事務所位置図（指定様式6）

目印になる施設を含めて分かりやすく記入してください。

ウ 事務所等写真（指定様式7）

申請する事務所の施設の外観、当該事務所内の執務風景、資材置場の写真を貼付してください。

エ 保護観察対象者等の就労支援に関する証明書または登録証の写し（指定様式9）

大津保護観察所に証明を依頼する際は、必要書類に返信用封筒（返送に要する切手を貼付したもの）を添付してください。

オ 役員等調書および照会承諾書（指定様式10）

法人について、監査役の記載は不要です。

個人については、代表者について記載してください。

本調書に記載の情報を警察署に対する照会に使用する場合があります。個人情報の利用について、役員等全員が承諾のうえ提出してください。記入にあたっては、様式に記載の注意事項をよく確認ください。

カ 管部門を希望する場合

建設業許可は「管工事業」の許可が必要です。

ガス工事を施工している場合は次の書類を併せて提出してください。

ガス工事（ガス設備、ガス管布設等）に関して、事業者としての登録（関係諸法令に基づく）が確認できるものの写し、および事業者としての実績が確認できるもの（任意様式）。

(3) 主観点について（管内業者）

下記の評価項目により点数を算出します。

主 観 点 評 価 項 目	点数
【1】経営管理 (1) I S O 9 0 0 1 の取得 (2) I S O 1 4 0 0 1 の取得 (3) エコアクション21の登録、認証 (4) K E S の登録、認証 ※ただし、I S O 1 4 0 0 1、エコアクション21、K E S を重複して取得していたとしても8点のみを加点	8 点 8 点 8 点 8 点
【2】次世代育成支援対策 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録	5 点
【3】社会貢献活動 (1) 災害協定の締結 (2) 水防・防災訓練への参加 (3) 応急救援活動の実績 (4) 消防団員として活動している従業員等 (5) 保護観察対象者等の就労支援 ※複数人を雇用している場合も3点を加点	5 点 各3点 (最大6点) 1 活動実績あたり 5 点 (最大10点) 1 名につき 5 点 (最大15点) 協力雇用主登録 2 点 直接雇用 3 点
【4】女性活躍推進 雇用している女性技術者 1 名につき	2 点(最大6点)
最大点数	68 点

3. 提出部数 1 部

4. 入札参加希望業種の数

入札の参加を希望できる業種数は、管内業者は5業種（部門）まで、管外業者は3業種（部門）までとしますが、すべての参加希望工事について技術者基準が適用され、それぞれの参加希望部門ごとに2ページの表の技術者員数が必要となりますので御留意ください。

5. 記載・提出時の注意

- (1) 黒ボールペンで正確かつ丁寧に記入、またはダウンロードした様式に入力し、印刷してください。(消せるボールペンは使用しないでください。)
- (2) 訂正は二重線で消して訂正印を押印し、書き直してください。
- (3) 提出された書類に不備等があった際は、こちらから訂正等の指示をさせていただく場合があります。
- (4) インターネットによる申請は、一切受け付けません。

6. 審査の結果について

申請書が受付されますと、番号を付した受付票を返信用封筒でお送りします。

7. 資格の有効期間等

申請受理日から令和9年3月31日まで

なお、有効期間の満了後、更新のお知らせは行いませんので、御了承ください。

8. 申請書提出後の変更申請

- (1) 入札参加資格審査申請書提出後に商号、所在地、電話番号、代表者、印鑑、受任者および技術者の退職・新規採用・資格取得等があった場合（管内業者）等の変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書面を添付し「変更届」（様式は組合のホームページからダウンロードできます。）を提出してください。
- (2) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を新たに受領した場合は速やかに提出してください。
- (3) 建設業の許可を更新した場合については、届け出の必要はありません。（ただし、入札参加部門に登録のある建設業の許可を廃止した場合等は、届け出が必要となります。）

入札参加部門別対応許可（工事）

※入札参加業種に対応する建設業許可が必要です。

※対応する許可が重複する場合は、経費点の高いほうで登録となります。

コード	入札参加部門	建設業対応許可	建 設 工 事 の 例 示
101	土木工事	土	土木一式工事（発掘調査は含まない。）、下水道管布設工事
102	建築工事	建	建築一式工事
103	管工事	管	給排水等屋内配管工事、給排水冷暖房工事、水洗便所設備工事
104	電気工事	電	電気工事、空調電気工事
105	舗装工事	舗	舗装工事
106	造園工事	園	造園工事
107	交通安全施設工事	と、塗	道路標識設置工事、ガードレール設置工事、路面標示工事
108	内装仕上工事	内	インテリア工事、内装間仕切工事、家具工事
109	建具・ガラス工事	具・ガ	建具取付、シャッター工事、自動ドア工事、ガラス加工工事
110	塗装工事	塗	塗装工事（交安部分を除く）
111	防水工事	防	建築物に伴う防水工事
112	浄水場施設工事	機、水	浄水場プラント設備、浄水施設工事
113	水道施設工事	水	上水道管布設工事
114	汚水等処理施設工事	機・水・清	下水道管路修繕処理施設建設、下水道処理プラント工事
115	体育施設工事	土・と・鋼・舗	グラウンド土質改良、防球ネット
116	消防施設工事	消	消火栓設置工事、火災報知設備工事
117	電気通信工事	通	電話工事、無線工事、通信指令システム関連工事
118	清掃施設工事	清、機	し尿処理施設工事
119	機械器具設置工事	機	プラント設備工事、駐車設備工事
120	鋼構造物工事	鋼	鉄塔工事
121	屋根工事	屋	瓦、スレート等による屋根ふき工事
122	さく井工事	井	井戸築造、揚水設備工事
123	止水工事	と、塗、防 土	下水道管路修繕
199	その他工事		上記分類に属さない専門工事